

# 熊本総合医療リハビリテーション学院 理学療法学科・作業療法学科 同窓会(麒麟倶楽部) 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、熊本総合医療リハビリテーション学院同窓会(麒麟倶楽部)と称す。

(事 務 局)

第2条 この会は、事務局を熊本総合医療リハビリテーション学院に置く。

(目 的)

第3条 この会は、熊本総合医療リハビリテーション学院卒業者としての人格的、倫理的並びに学術的技術の向上を互いに啓蒙すると同時に、会を通じて会員相互の親睦をはかり、また母校発展名誉のため後輩の力となるよう貢献、寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) P T、O T分野における学術技能の振興に関する事項(卒業研修や研修会)
- (2) 各関係校同窓会との交流に関する事項
- (3) 学院の近況及び卒業者の消息の連絡及び連絡のための刊行物の発行並びに調査などに関する事項
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 この会に正会員及び賛助会員を置く。

(資 格)

第6条 この会の正会員は、熊本総合医療リハビリテーション学院卒業者とする。

2 賛助会員は、熊本総合医療リハビリテーション学院職員及び関係教職員とする。

(入会と退会)

第7条 この会の会員は、熊本総合医療リハビリテーション学院卒業と同時に入会となる。

2 この会の会員は、その旨を会長に届出で、退会することができる。

3 この会の会員は、次の各項に該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 正当な理由なくして会費を3年以上滞納した時。

(除 名)

第8条 会員にして、この会の名誉を毀損しまたはこの会の会則に反するような行為のあった時は、総会の決議により除名することができる。

(会 費)

第9条 この会の会員は、総会に於いて定める会費を納入しなければならない。

## 第3章 役 員

(種 別)

第10条 この会に次の役員を置く。

- |              |         |
|--------------|---------|
| 会 長          | 1名      |
| 副会長          | 1名(若干名) |
| 理 事(常任理事を含む) | 若干名     |
| 監 事          | 若干名     |

(選 出)

第11条 役員の選出は次の通りとする。

- (1) 会長、監事は会員の中から総会に於いて選出する。
- (2) 副会長、理事及び常任理事は会長の推薦で決め、総会の承認をうける。
- (3) 理事及び監事は兼任できない。

(職 責)

第12条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 常任理事は常務を処理する。
- 4 理事は総会の議決に基づいて会務を代行する。
- 5 監事はこの会の監査をする。

(任 期)

第13条 役員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

## 第4章 会 議

(種 別)

第14条 会議は、総会・理事会及び常任理事会とし、総会を定期及び臨時総会に分ける。

(機 能)

第15条 総会はこの会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) その他、この会の運営に関する重要事項

第16条 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第17条 常任理事会は、つぎの事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会で議決した会務の運営並びに事業の遂行に関する事項

(定 足 数)

第18条 会議は構成員の1/2以上の出席がなければ成立しない。

(議 決)

第19条 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長が決する。

(書面表決)

第20条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または、その他の会議構成員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員の代理人として表決を委任できる。この場合前2条の規定の適用については出席したものとする。

## 第5章 会計及び資産

(会計年度)

第21条 この会の資産は、つぎの各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第22条 この会の資産は会長がこれを管理し、その方法は総会の決議による。

(会計年度)

第23条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更

第24条 この会則は総会に於いて出席会員の3/4以上の同意を得て変更できる。

### 細 則

#### [1] 組織に関する項

1 全国を以下の8つの区分に分け、それぞれに担当理事1名をおく。

区分 A. 北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、新潟、富山、福井、山梨、石川、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀

B. 京都、大阪、兵庫、和歌山、奈良

C. 岡山、広島、鳥取、島根、山口

D. 徳島、高知、香川、愛媛

E. 福岡

F. 佐賀、長崎

G. 熊本

H. 大分、宮崎、鹿児島

I. 沖縄

2 各理事は各ブロックを統括し、会員の状況を定期的に報告すると共に、本部よりの会員宛刊行物、配布物及び連絡事項は速やかに会員に配布する。

3 卒業年度毎に各期担当委員をPT、OT各1名置く。

4 各委員は各期を担当し、会員の状況を定期的に報告すると共に、本部よりの連絡事項は速やかに会員に連絡する。

#### [2] 会員に関する項

この会の会員は、次の所定の会費を納入しなければならない。

1. 正会員 年1,000円

(但し、納入は5年分一括払いとする。)